

## 福岡県バリアフリー交通推進事業補助金交付要綱

## (通則)

第1条 福岡県バリアフリー交通推進事業補助金の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

第2条 この補助金は、予算の範囲内において、タクシー事業者におけるユニバーサルデザインタクシー車両及び福祉タクシー車両（以下「UDタクシー車両等」という。）の導入を促進し、かつタクシー事業者におけるUDタクシー車両等の適切な活用が図られることで、障がい者や高齢者、妊婦や国内外からの旅行者など、誰もが利用しやすい公共交通の普及を目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) ユニバーサルデザインタクシー車両 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（令和2年3月31日国土交通省令第326号）」第5に基づき国土交通大臣の認定を受けたタクシー車両をいう。
- (3) 福祉タクシー車両 「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年12月15日付国土交通省令第111号）」第2条第1項第14号に規定するタクシー車両をいう。
- (4) 県協議会 UDタクシー車両等の導入によって公共交通のバリアフリー化を推進するため、福岡県が主体となり、地方運輸局、関係事業者、関係団体等を構成員として設置した協議会をいう。

## (補助対象事業者)

第4条 この補助金の交付対象事業者は、タクシー事業者又はタクシー事業者に当該事業の用に供する車両を貸与する者（以下「リース事業者」という。）であって、福岡県税の滞納がない者とする。

- 2 補助金の交付を受けるタクシー事業者は、別表に定める研修を受講又は資格を有する運転手を配置しなければならない。
- 3 補助金の交付を受けるリース事業者は、リース事業者から貸与を受ける者（以下「貸与先事業者」という。）が別表に定める研修を受講又は資格を有する運転手を配置していることを確認しなければならない。

## (補助対象車両)

第5条 この補助金の対象となるUDタクシー車両等は、県協議会において、誰もが利用しやすい公共交通の普及促進のために整備を図る必要があると認められた車両であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 福岡県内に本社、支社、支店又は営業所が存するタクシー事業者が使用する車両であること。
- (2) 福岡県内に車両の使用の本拠を置く車両であること。
- (3) 過去に本補助金の交付を受けたことがない車両であること。
- (4) 国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号他）又は訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成 28 年 2 月 29 日付観産第 690 号他）及びその他国が実施する同様の補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けていない車両であること。
- (5) 国土交通省が所管する運輸支局又は検査登録事務所において、本補助金の交付を決定した会計年度の末日までに、新規登録（登録抹消した自動車の再登録を除く）する車両であること。

#### （補助対象事業）

第 6 条 第 2 条の目的のため、第 4 条に定める補助対象事業者が第 5 条に定める補助対象車両を導入する事業とする。

#### （補助対象経費及び補助金の額）

第 7 条 補助対象経費は、UD タクシー車両等の導入に要する経費のうち車両本体の価格（消費税額を除く）とする。

2 補助金の額は、車両 1 台当たり補助対象経費に補助率 3 分の 1 を乗じて得た額と 60 万円のいずれか低い額とし、千円未満の端数が生じた際は、これを切り捨てるものとする。

#### （補助金の交付申請）

第 8 条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、知事の定める期日までに、様式第 1 号に必要な書類を添えて知事に申請し、交付決定を受けなければならない。

#### （交付決定の通知）

第 9 条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、様式第 2 号により補助対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

#### （補助事業の変更）

第 10 条 前条の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ様式第 3 号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、補助金額の増を生じない場合はこの限りではない。

- (1) 事業計画の細部の変更であり事業目的の達成に支障がないもの
- (2) 補助金の額の減額が 20%以内の変更であるもの

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは交付決定の変更を行い、様式第 4 号により補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の交付決定の変更に際して、必要な条件を付することができる。

(事業遅滞の報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了した日から 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、様式第 5 号により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 14 条 知事は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額の確定を行い、様式第 6 号により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第 15 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金がある場合はその全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業に関して、知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないとき
- (2) 補助事業に関して、提出した書類等に虚偽があるとき
- (3) その他補助事業の執行について偽り其他不正の行為があったとき
- (4) 補助事業を中止したとき

(取得財産等)

第 16 条 補助事業者は、補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効率的に運用しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産を、当該取得の日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数（以下「耐用年数」という。）に相当する期間を経過する期間内に処分しようとするときは、予め知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から耐用年数が経過するまでの期間に相当する額を返還させるとともに、当該処分により補助事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることができる。

(補助金の経理)

第 17 条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(検査等)

第 18 条 知事は、補助事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者に報告を求め、補助事業に係る収支簿及び証拠書類その他必要な物件を検査し、又は必要な指示ができるものとする。

(暴力団排除)

第 19 条 知事は、福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）第 6 条に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 知事は、第 4 条に定める補助対象事業者及び貸与先事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）

(2) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）

(3) 暴力団員が役員となっている事業者

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者

3 知事は、補助対象事業者及び貸与先事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 知事は、暴力団の排除に関して、警察への照会を行うため、補助対象事業者及び貸与先事業者の氏名（法人の場合は役員）、生年月日、性別の提出を求めることができる。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行し、令和元年度から令和 3 年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 28 日から施行し、令和 2 年度から令和 3 年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度から令和 7 年度までの補助金に適用する。

別表（第4条第2項及び第3項関係）

	研修及び資格	研修の受講又は資格が必要な人数
ユニバーサルデザインタクシー車両に関する研修	ア ユニバーサルドライバー研修推進実行委員会（一般社団法人全国福祉輸送サービス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会）が推進する「ユニバーサルドライバー研修」	福岡県から補助金の交付を受けて、既に導入した及び導入しようとするユニバーサルデザインタクシー車両1台につき2人と、事業者の全運転手数のいずれか少ない方
	イ その他知事が認めた研修等	
福祉タクシー車両に関する研修及び資格	ウ 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等が実施する「ケア輸送サービス従事者研修」	福岡県から補助金の交付を受けて、既に導入した及び導入しようとする福祉タクシー車両1台につき2人と、事業者の全運転手数のいずれか少ない方
	エ 一般財団法人全国福祉輸送サービス協会が実施する「福祉タクシー乗務員研修」	
	オ 介護福祉士、訪問介護員又はサービス介助士	